第２回岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

議　事　要　旨

１　日　時

令和８年 10 月 21 日（水）　午後３時 27 分～

２　場　所

岡山市北区下石井１丁目４番１号

岡山第２合同庁舎３階　労働局会議室

３　出席者

公 益 委 員　：　１人（欠席２人）

労働者側委員　：　３人

使用者側委員　：　３人

４　審議事項

（１）特定最低賃金額審議について

５　議事要旨

（１）特定最低賃金額審議について

岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

＋59 円を提示する。

・地域最賃と特定最賃との格差が縮小するとともに、他の産別との格差は拡大している。

・春季労使交渉の結果、物価上昇、人材確保の観点から賃金引上げは必要である。

・今年度地域別最賃の引上げ率 5.44％を踏まえたもの。

【使用者側の意見要旨】

＋22 円を提示する。

・県最賃の大幅な引上げにより自動車産業の特定最賃を地域最賃より高い水準で設定する客観的な理由は見つけられない。自動車産業は政府の成長戦略 17 分野に位置づけられていない。

・特定最低賃金を県最賃に一本化、その時期については以前から議論があるが、それを踏まえた審議をしたい。

・人材確保は各社、個別企業に委ねるべきである。

（２）個別の金額提示後、労使協議が行われ、労使双方から改めて金額提示

が行われた。

【労働者側再提示】

＋54 円を提示する

将来的に県最賃と特定最賃の一本化という方向性の認識を踏まえた水準として再検討したもの。

【使用者側再提示】

＋45 円を提示する

一本化に向けた認識の共有を踏まえ、今後３年間で県最賃との差額解消を図ることから再検討したもの。

（３）労使双方から、これ以上の金額提示は困難との意見があり、審議は次回に持ち越されることとなった。

６　配布資料

・最低賃金についての意見要旨